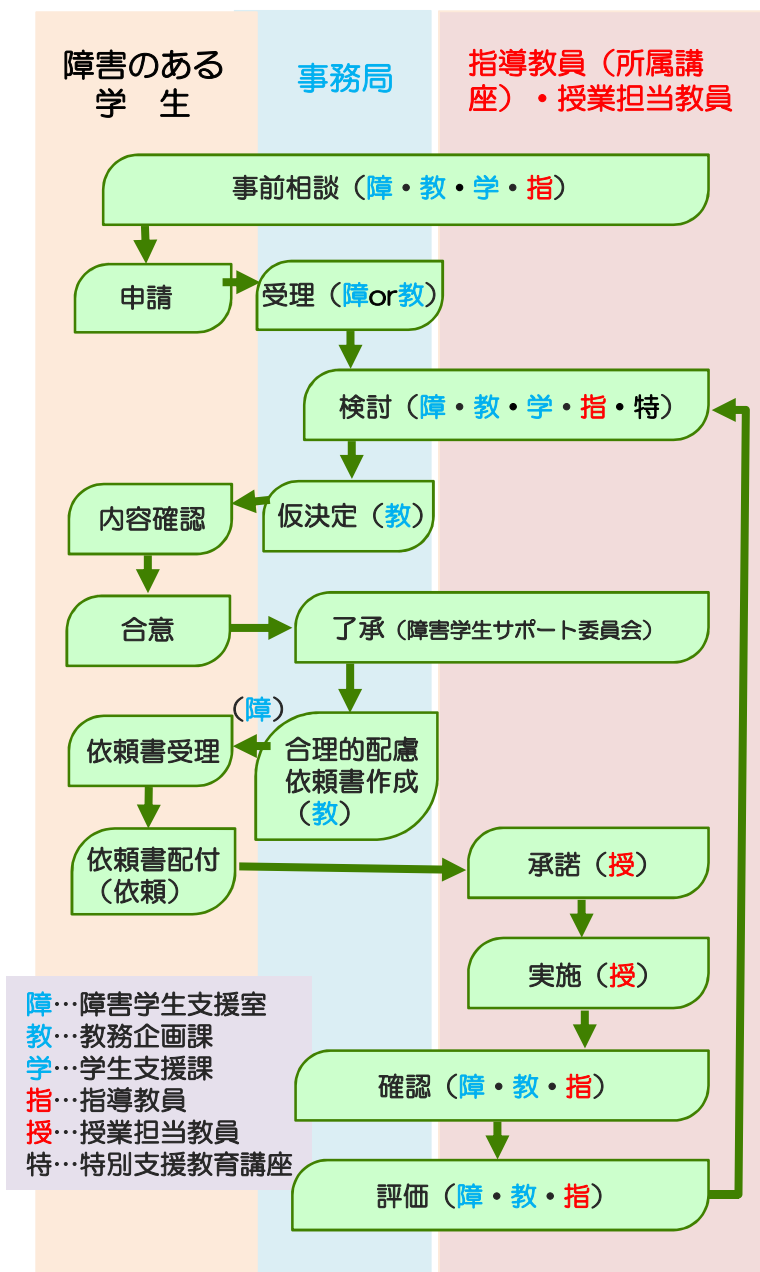


# 合理的配慮と障害学生支援室の役割



## 1. 合理的配慮の申請

障害学生支援室は、障害のある学生（以下「本人」という。）から、入学前または入学後に授業等について希望する配慮の内容を面談により聞き取り、支援申請書及び診断書等の提出を依頼します。

## 2. 合理的配慮の内容決定と実施

障害学生支援室は申請内容を踏まえ、教務企画課、学生支援課、特別支援教育講座及び指導教員と支援計画を作成し、提供する配慮内容の仮決定を行います。

この仮決定の内容を本人に確認し、支援内容に関して、最終的に合意を得ます。

障害学生支援室は合意を得た配慮内容を障害学生サポート委員会に報告し、了承を得た後に、教務企画課に合理的配慮依頼書（以下「依頼書」という。）の作成を依頼します。

依頼書は障害学生支援室から本人に配布し、本人が直接各授業担当教員に依頼書を渡し、配慮を依頼します。授業担当教員はそれを受け、合理的配慮を実施します。

## 3. 配慮の実施確認と評価

授業における配慮については、障害学生支援室、教務企画課及び指導教員により、本人との定期的な面談や授業担当教員へのヒアリング等から合理的配慮が順調に実施されているかどうかの状況確認をします。障害学生支援室、教務企画課及び指導教員は、本人が受講している授業全体を見守り、障害の内容に合わせた配慮の提供を意識し、見直す必要がある場合には再度検討をし、改善を図ります。

なお、障害の状態の変化などにより、本人から配慮内容の変更希望があった場合や（支援申請書の再提出）、既に受けている配慮を停止したい場合（支援申請書の再提出〈停止の意思表示〉は、その都度対応を行います。

## ● 障害学生支援室の役割

- ① 障害のある学生の見守り・支援等を、特別支援教育講座を始めとした関係部局の協力を得て進めます。
- ② 合理的配慮の提供として、学生ボランティア、外部委託（手話通訳等の依頼）及び情報保障団体「てくてく」への依頼等、配置のサポートをします。
- ③ 支援に必要な機器の管理や学生ボランティア等の支援・育成等、障害学生支援室規程を踏まえた活動に取り組みます。